

東部スラッジセンター廃流動砂等運搬業務（トラックその2） 仕 様 書

1 業務内容

本業務は、東部スラッジセンターから発生する廃流動砂及びクリンカ（産業廃棄物：燃え殻、1 t 容量フレキシブルコンテナバッグ入）積載の産業廃棄物運搬用12ftコンテナを、トラックで函館貨物駅から太平洋セメント株式会社上磯工場へ運搬するものである。

2 業務場所

（1）積替施設

函館貨物駅

函館市港町1丁目35

（2）受入施設

太平洋セメント株式会社上磯工場 北斗市谷好1丁目151番地

（工場受入時間） 8：00～16：00 月曜日～土曜日

（3）施設間距離

函館貨物駅から太平洋セメント株式会社上磯工場（距離：9 km）

3 業務予定量

運搬予定量 コンテナ123個(580 t)/年（1回あたりの運搬量：コンテナ2個（約9.5 t））

※コンテナあたりフレキシブルコンテナバッグ5袋(約4.75 t)積載

※予定量は天候等により増減する可能性がある。

4 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 提出書類

（1）業務履行前までに

ア 業務代理人指定通知書

※所定の様式があるので業務主任と打合せること。

イ 使用車両の車検証及び自動車検査証記録事項の写し（有効なもの）

ウ 函館貨物駅への入構許可を証する書類（使用車両の「構内出入許可車」票の写真、全国通運連盟HPの事業者検索一覧など）

エ 連絡体制表

（2）完了時（毎月）

ア 完了届

イ 業務委託内訳書

※所定の様式があるので業務主任と打合せること。

（3）随時

ア 運搬計画・運搬経路

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

ウ 業務写真

6 契約金額の支払い

- (1) 契約金額の支払いは単価契約の毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高（コンテナ個数）に応じた請求をすることができる。
- (2) 各月の支払額に1円未満の端数がある場合は、全て切り捨てるものとする。

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておくなければならない。
- (3) 使用車両に有効な免許を所持している者に運転業務を行わせること。また「道路交通法」に基づく「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒、薬物の使用、睡眠、休息の状況及び体調等について十分な管理を行うとともに、運転免許の失効中の者が本業務に携わることがないようにすること。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 留意事項

- (1) 業務履行期間において「函館貨物駅」への入構許可を有すること。
- (2) 搬出予定日について、搬出施設の担当者と調整し、決定すること。ただし、受託者の都合により運搬予定日に運搬ができなくなる場合には、受託者と委託者の合意の上、運搬日を変更することができるものとする。
- (3) 年末年始の運搬体制については、業務主任と協議の上決定すること。
- (4) 函館貨物駅でのコンテナの積込み及び太平洋セメント株式会社上磯工場でのコンテナの荷下ろしに関しては、本業務には含まない。
- (5) 積載量の確認は、車両の実積載量を太平洋セメント株式会社上磯工場に設置されているトラックスケールで行うこと。この場合、受託者は確認した業務量を伝票に記入し本市に提出すること。また、産業廃棄物管理票制度に従い産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、適切な処置をすること。なお、詳細については関係職員の指示によるものとする。
- (6) 実施にあたり、運搬物が漏出又は飛散しないように必要な措置を行うこと。施設又は路面等を汚染した場合は、受託者の責任において、速やかに清掃及び散水を行う等その清潔

の保持に努めること。

- (7) 本業務に必要な経費について、雇用に係るもの、車両に係るもの(コンテナ使用料含む。)、油脂類等に係るもの及び事務用品等に係るものについては、一切を受託者の負担範囲とする。